

「下水道事業経営に関する研究会」結果まとめ 1/3

滋賀県流域下水道事業における負担の現状と見込み

4処理区への区分と独立採算制の経緯

- ✓ 公共用水域の保全と県民の快適な居住環境の実現の手段として「琵琶湖周辺流域下水道基本計画」を1971年度に策定し、下水道整備を推進。
 - ✓ 閉鎖性水域である琵琶湖の水質保全、とくに富栄養化防止や経済的な建設費と供用開始後の維持管理等の視点から、「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の4処理区に分けて処理
 - ✓ 4処理区それぞれで供用開始の時期が異なること等もあり、処理区ごとの独立採算制を採用。

処理区間の負担金単価の状況

- ✓ 处理区ごとの独立採算制を採用している現状において、処理区の規模や供用開始時期、流入水量等の要因により、負担金単価が最も高い処理区と最も低い処理区で2倍の差が生じている。

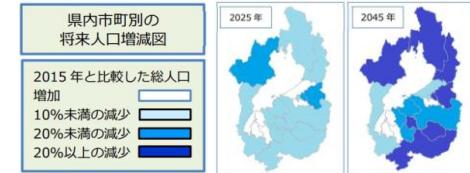
【一般排水の負担金単価(円/m³)】 令和6年度時点

湖南中部	湖西	東北部	高島
47.2	67.4	61.6	96.4

↑ 約2倍の格差 ↑

処理区間の負担金単価差の見込み

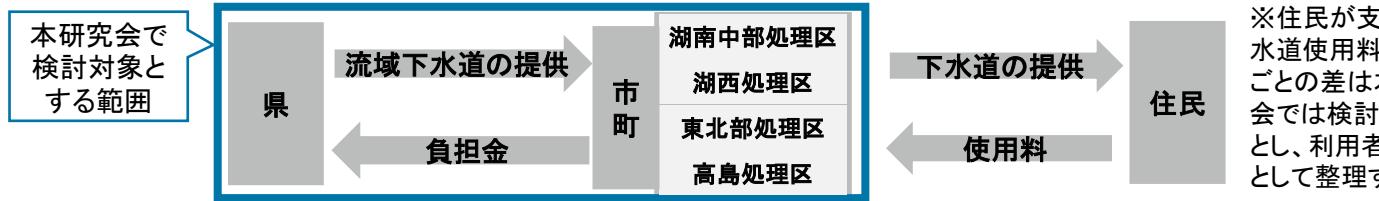
- ✓ 負担金単価が高い地域においては、負担金単価が低い地域よりも、将来的な人口減少が進み、処理水量が大きく減少する見込みである。処理水量が減少するとスケールメリットが働かず、**さらに負担金単価の格差が拡大する可能性がある。**



検討の視点

- ✓ 处理区間の負担の格差について、どのように捉えるべきか。
 - ✓ 県と市町(下水道利用者)の役割及び負担を、どのように捉えるべきか。
 - ✓ 現行の負担の考え方について、どのように考えるか。
 - ✓ 新しい負担の考え方を検討することはできるのか。
 - ✓ 新しい負担の考え方を導入するにあたり、どのようなことを留意する必要があるのか。

＜検討範囲＞



研究会メンバー

【五十音順】

宇野 二郎	北海道大学公共政策学院 教授	清水 芳久	京都大学 名誉教授
斎藤 由里惠	中京大学 経済学部 准教授	勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授
柴 健次	関西大学 名誉教授	只友 景士	龍谷大学 政策学部 教授

「下水道事業経営に関する研究会」結果まとめ 2/3

研究会における検討結果

1. 負担の考え方の整理について

- ✓ 下水道の私的役割と公共的役割、役割を果たすために行われる下水処理方法(1次2次処理と高度処理)、その受益と負担者の範囲及び費用の算出単位の観点から、負担の考え方について整理を行った。

2. 現行の負担の考え方について

- ✓ 上記の観点に基づき現行の負担の考え方について以下の通り整理した結果、処理区ごとに発生する費用を集計して負担金を算定する現行の方法には一定の合理性があると考えられる。

		1次2次処理(物理的、生物学的に汚水を処理)	高度処理(1次2次で処理できないものを処理)
①下水処理に対応した役割はなにか(※)	✓	主に私的役割(公衆衛生の向上・生活環境の改善)	✓ 主に公共的役割(公共用水域の水質保全等)
②原因者・受益者はだれか	✓ ✓	原因者:下水道利用者(=市町) 受益者:下水道利用者(=市町)	✓ ✓ 原因者:下水道利用者(=市町) 受益者:全県民(=県)
③だれが費用を負担すべきか	✓	原則として原因者であり受益者である下水道利用者(=市町)	✓ 原因者である下水道利用者(=市町)を原則としつつ全県民が受益者であることから一部を公費(=県)で負担
④どの単位で経費を算出すべきか	✓	処理単位である処理区ごとに負担すべき費用を算出	✓ <u>高度処理も処理区ごとに</u> 行っているため、 <u>処理区ごとに負担すべき費用を算出</u>

※1次2次処理と高度処理は、それぞれ私的役割と公共的役割の両方を有しているが、ここではより役割が強いものを「主に」として整理

3. 現行の負担の考え方に関する論拠

- ✓ 雨水公費・汚水私費の原則に基づけば、汚水処理費は公費負担すべき部分を除き、下水道利用者(=市町)が負担すべきものと考えられる。
✓ 下水道法においては、流域下水道により利益を受ける市町に対して、その利益を受ける限度において費用の全部又は一部を負担させることができるとあり、利益を受ける限度は処理区単位であることから、処理区ごとに市町が負担することに一定の合理性があると考えられる。

【雨水公費・汚水私費の原則】

費用項目	負担の考え方
雨水に係るもの	公費
汚水に係るもの	私費

【汚水私費の例外】

費用項目	公費負担としている主なもの
汚水に係るもの	維持管理費 高度処理に要する経費
	資本費 高度処理に要する経費 分流式下水道に要する経費 流域下水道の建設に要する経費

【市町の負担の範囲】

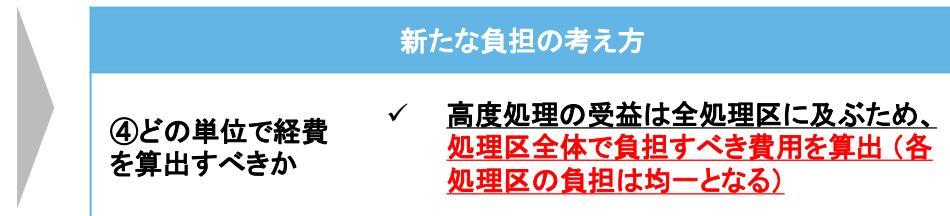
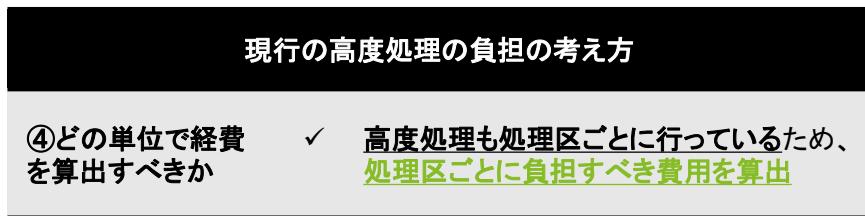
法律	内容
下水道法	第三十一条の二 (略)流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その <u>利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。</u>

「下水道事業経営に関する研究会」結果まとめ 3/3

研究会における検討結果

4. 新たな負担の考え方について

- ✓ 高度処理について、公共用水域の水質保全を目的として実施される高度処理の受益は全処理区に及ぶため、高度処理分については処理区全体で負担すべき額を算出するという新しい負担の考え方ができる。



これまでの考え方には合理性がある一方で、制度設計時には考慮されていなかった、より時代に応じた負担のあり方に見直すことはできると考えられる。

- ・人口減少の局面における持続可能かつ均衡ある発展
- ・公共用水域の保全に対する価値の高まり
(琵琶湖をはじめとした水環境の維持、生態系保全や生物多様性の価値の高まり)
- ・琵琶湖の環境基準の達成状況(汚染物質の排出に対する貢献度)

